



# 宮崎県公報

令和7年12月12日(金曜日) 号外 第59号

発行 宮崎県

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
K・Pクリエイションズ株式会社発行定日 毎週月・木曜日  
購読料(送料込) 1年 64,800円

## 目次

頁

### 条例

- 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例  
例 ..... (財政課) 2  
○宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例 ..... (税務課) 3  
○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の

一部を改正する条例	(市町村課)	3
○宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	(〃)	4
○児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	(こども政策課)	5
○宮崎県森林環境税基金条例の一部を改正する条例	(環境森林課)	5
○都市公園条例の一部を改正する条例	(都市計画課)	6

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第53号)

- 改正の理由及び主な内容  
政治資金規正法等の改正に伴い、関連する手数料について所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日  
この条例は、令和8年1月1日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例(条例第54号)

- 改正の理由及び主な内容  
「森林環境税」の名称を「水と緑の森林づくり税」に変更し、適用期間を5年間延長するため、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日  
この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第55号)

- 改正の理由及び主な内容  
土地改良法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(条例第56号)

- 改正の理由及び主な内容  
住民基本台帳法の改正等に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。

### ◎ 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(条例第57号)

- 改正の理由及び主な内容  
児童福祉法等の改正に伴い、関係条例の整理を行うこととしました。
- 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県森林環境税基金条例の一部を改正する条例(条例第58号)

- 改正の理由及び主な内容  
「森林環境税」の名称を「水と緑の森林づくり税」に変更するため、所要の改正を行うこととしました。

## 2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

## ◎ 都市公園条例の一部を改正する条例（条例第59号）

## 1 改正の理由及び主な内容

宮崎県総合運動公園における庭球場の改修等に伴い、使用料について、所要の改正を行うこととしました。

## 2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

## 条 例

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 宮崎県条例第53号

## 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																																	
(手数料) 第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。 (1)～(2)の2 [略] (3) 政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づく同法第12条第1項若しくは第17条第1項の規定による報告書、同法第14条第1項（同法第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定による書面又は同法第19条の14の規定による政治資金監査報告書の写しの交付 政治団体の収支報告書等の写しの交付手数料  (4)～(453) [略] 2～5 [略]	(手数料) 第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。 (1)～(2)の2 [略] (3) 政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づく同法第12条第1項若しくは第17条第1項の規定による報告書、同法第14条第1項（同法第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定による書面、同法第19条の14の規定による政治資金監査報告書又は同法第19条の14の2第4項の規定による確認書の写しの交付 政治団体の収支報告書等の写しの交付手数料  <u>(3)の2 政党助成法（平成6年法律第5号）第32条第5項の規定に基づく同法第18条第3項（同法第29条第3項において準用する場合を含む。）の支部報告書及び支部総括文書（同法第20条第2項又は第30条第2項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。）並びに同法第19条第5項及び第29条第4項において準用する同法第19条第1項の監査意見書の写しの交付 政党的の支部の支部報告書等の写しの交付手数料</u> (4)～(453) [略] 2～5 [略]																																																																	
別表第2（第3条関係）	別表第2（第3条関係）																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料</th><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>3 [略]</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	手数料	区分	単位	金額	備考	[略]					3 [略]					<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料</th><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>3 [略]</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>3の2</td><td>複写機により用紙に複写したもの</td><td>1枚につき</td><td>10円</td><td></td></tr> <tr> <td>政党的</td><td>スキャナ</td><td>C D -</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>支部の</td><td>により読取</td><td>R (7)</td><td>80円に当該支</td><td></td></tr> <tr> <td>支部報告書等の</td><td>み取って</td><td>00メガ</td><td>部報告書等の</td><td></td></tr> <tr> <td>の写し</td><td>できた電磁的記録</td><td>バイト</td><td>写し1枚ごとに10円を加えた額</td><td></td></tr> <tr> <td>の交付</td><td>手数料</td><td>D V D</td><td>100円に当該</td><td></td></tr> <tr> <td>を光ディ</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	手数料	区分	単位	金額	備考	[略]					3 [略]					3の2	複写機により用紙に複写したもの	1枚につき	10円		政党的	スキャナ	C D -			支部の	により読取	R (7)	80円に当該支		支部報告書等の	み取って	00メガ	部報告書等の		の写し	できた電磁的記録	バイト	写し1枚ごとに10円を加えた額		の交付	手数料	D V D	100円に当該		を光ディ				
手数料	区分	単位	金額	備考																																																														
[略]																																																																		
3 [略]																																																																		
手数料	区分	単位	金額	備考																																																														
[略]																																																																		
3 [略]																																																																		
3の2	複写機により用紙に複写したもの	1枚につき	10円																																																															
政党的	スキャナ	C D -																																																																
支部の	により読取	R (7)	80円に当該支																																																															
支部報告書等の	み取って	00メガ	部報告書等の																																																															
の写し	できた電磁的記録	バイト	写し1枚ごとに10円を加えた額																																																															
の交付	手数料	D V D	100円に当該																																																															
を光ディ																																																																		

## 宮崎県公報

令和7年12月12日(金曜日) 号外 第59号

<p>〔略〕</p>	<p>スクに複 写したも の ーR(4.7ギ ガバイ ト) 支部報告書等 の写し1枚ご とに10円を加 えた額</p>
------------	---

## 附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 宮崎県条例第54号

## 宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例

宮崎県森林環境税条例（平成18年宮崎県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>宮崎県森林環境税条例 (定義)</p> <p>第2条 この条例において「森林環境税」とは、次条及び第4条の規定による加算額をいう。 (個人の県民税の均等割の税率の特例)</p> <p>第3条 平成18年度から令和7年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第27条の規定にかかわらず、同条に定める額に500円を加算した額とする。 (法人の県民税の均等割の税率の特例)</p> <p>第4条 平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間（以下この条において「特例期間」という。）に開始する各事業年度又は特例期間における地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第52条第2項第3号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第31条の規定にかかわらず、同条第1項の表（同条第2項及び第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。 (用途)</p> <p>第5条 知事は、森林環境税に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、宮崎県森林環境税基金（宮崎県森林環境税基金条例（平成18年宮崎県条例第23号）に基づく宮崎県森林環境税基金をいう。）に積み立てるものとする。</p>	<p>宮崎県水と緑の森林づくり税条例 (定義)</p> <p>第2条 この条例において「水と緑の森林づくり税」とは、次条及び第4条の規定による加算額をいう。 (個人の県民税の均等割の税率の特例)</p> <p>第3条 平成18年度から令和12年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第27条の規定にかかわらず、同条に定める額に500円を加算した額とする。 (法人の県民税の均等割の税率の特例)</p> <p>第4条 平成18年4月1日から令和13年3月31日までの間（以下この条において「特例期間」という。）に開始する各事業年度又は特例期間における地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第52条第2項第3号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第31条の規定にかかわらず、同条第1項の表（同条第2項及び第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。 (用途)</p> <p>第5条 知事は、水と緑の森林づくり税に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、宮崎県水と緑の森林づくり税基金（宮崎県水と緑の森林づくり税基金条例（平成18年宮崎県条例第23号）に基づく宮崎県水と緑の森林づくり税基金をいう。）に積み立てるものとする。</p>

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 宮崎県条例第55号

## 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県における事務処理の特例に関する条例（平成11年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表（第2条関係） 事務 市町村	別表（第2条関係） 事務 市町村

[略]	19の6 土地改良法(昭和24年法律第195号)による次の事務 (1)~(14) [略] (15) 第84条において準用する <u>第18条第17項</u> の規定による届出の受理に関すること。 (16) 第84条において準用する <u>第18条第18項</u> の規定による公告に関すること。 (17)~(40) [略] (41) 第84条において準用する第68条第4項の規定において準用する <u>第18条第17項</u> の規定による届出の受理に関すること。 (42) 第84条において準用する第68条第4項の規定において準用する <u>第18条第18項</u> の規定による公告に関すること。 (43)~(76) [略]	[略]	[略]	19の6 土地改良法(昭和24年法律第195号)による次の事務 (1)~(14) [略] (15) 第84条において準用する <u>第18条第18項</u> の規定による届出の受理に関すること。 (16) 第84条において準用する <u>第18条第19項</u> の規定による公告に関すること。 (17)~(40) [略] (41) 第84条において準用する第68条第4項の規定において準用する <u>第18条第18項</u> の規定による届出の受理に関すること。 (42) 第84条において準用する第68条第4項の規定において準用する <u>第18条第19項</u> の規定による公告に関すること。 (43)~(76) [略]	[略]
-----	---	-----	-----	---	-----

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 宮崎県条例第56号

## 宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

宮崎県住民基本台帳法施行条例(平成14年宮崎県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第3(第6条関係)		別表第3(第6条関係)	
知事以外の執行機関	事務	知事以外の執行機関	事務
教育委員会	[略] 宮崎県育英資金貸与条例(昭和49年宮崎県条例第51号)の規定に基づく貸与を受けた者若しくはその連帯保証人又はそれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認	教育委員会	[略] 宮崎県育英資金貸与条例(昭和49年宮崎県条例第51号)の規定に基づく貸与を受けた者若しくはその連帯保証人又はそれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
選挙管理委員会	[略]	選挙管理委員会	[略]
監査委員	地方自治法(昭和22年法律第67号) 。以下この項において「自治法」という。)による監査に関する事務のうち、自治法第242条第1項の規定による請求人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認		
	[略]		[略]

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和7年12月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 宮崎県条例第57号

## 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部改正)

第1条 宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例（平成18年宮崎県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育及び保育の内容)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(教育及び保育の内容)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

(宮崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 宮崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年宮崎県条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第11条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第11条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

(宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年宮崎県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第23条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第23条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

(宮崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 宮崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年宮崎県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 一時保護施設の職員は、入所している児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 一時保護施設の職員は、入所している児童に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県森林環境税基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 宮崎県条例第58号

## 宮崎県森林環境税基金条例の一部を改正する条例

宮崎県森林環境税基金条例（平成18年宮崎県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>宮崎県森林環境税基金条例 (設置)</p> <p>第1条 県土の保全、水源のかん養等県民が享受している森林の有する公益的な機能の重要性にかんがみ、県及び県民等が協働して取り組む森林環境の保全に関する施策に要する費用に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき、<u>宮崎県森林環境税基金</u>(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、<u>宮崎県森林環境税条例</u>(平成18年宮崎県条例第13号)の規定により県に納入され、又は納付された<u>森林環境税</u>に相当する額から<u>森林環境税</u>の賦課徴収に要する費用を控除して得た額とし、一般会計歳入歳出予算で定める。</p>	<p>宮崎県水と緑の森林づくり税基金条例 (設置)</p> <p>第1条 県土の保全、水源の涵養等県民が享受している森林の有する公益的な機能の重要性に鑑み、県及び県民等が協働して取り組む森林環境の保全に関する施策に要する費用に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき、<u>宮崎県水と緑の森林づくり税基金</u>(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、<u>宮崎県水と緑の森林づくり税条例</u>(平成18年宮崎県条例第13号)の規定により県に納入され、又は納付された<u>水と緑の森林づくり税</u>に相当する額から<u>水と緑の森林づくり税</u>の賦課徴収に要する費用を控除して得た額とし、一般会計歳入歳出予算で定める。</p>

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 宮崎県条例第59号

## 都市公園条例の一部を改正する条例

第1条 都市公園条例(昭和39年宮崎県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後					
別表第2(第10条、第15条の7関係)					別表第2(第10条、第15条の7関係)					
種類	区分	単位	金額(円)	納期	備考	種類	区分	単位	金額(円)	
宮崎県総合運動公園使用料	[略]				1～5 [略] 6 補助球技場、トレーニング場、第二トレーニング場、屋内練習場又は屋内走路を使用する者が照明設備を使用する場合の使用料は、当該金額の欄に掲げる金額に、1時間につき補助球技場にあっては全灯のときは2,320円、5分の3灯のときは1,400円、トレーニング場のうち体育馆にあっては1,020円、トレーニング場のうちウェイトトレーニング場にあっては150円、	宮崎県総合運動公園使用料	[略]			1～5 [略] 6 補助球技場、 <u>陸上競技場、トレーニング場、第二トレーニング場、屋内練習場又は屋内走路</u> を使用する者が照明設備を使用する場合の使用料は、当該金額の欄に掲げる金額に、1時間につき補助球技場にあっては全灯のときは2,320円、5分の3灯のときは1,400円、 <u>陸上競技場にあっては団体が使用するときは2,440円、個人が使用するとときは1,220円、</u> トレーニング場

## 宮崎県公報

令和7年12月12日(金曜日) 号外 第59号

		第二トレーニング場にあっては150円、屋内練習場にあっては3,490円、屋内走路にあっては団体が使用するときは180円、個人が使用するときは90円を加えた額とする。			のうち体育館にあっては1,020円、トレーニング場のうちウェイトトレーニング場にあっては150円、第二トレーニング場にあっては150円、屋内練習場にあっては3,490円、屋内走路にあっては団体が使用するときは180円、個人が使用するときは90円を加えた額とする。
[略]		7~11 [略]	[略]		7~11 [略]

第2条 都市公園条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
別表第2(第10条、第15条の7関係)						別表第2(第10条、第15条の7関係)					
種類	区分	単位	金額(円)	納期	備考	種類	区分	単位	金額(円)	納期	備考
宮崎	[略]				1~6 [略]	宮崎	[略]				1~6 [略]
県総合運動公園使用料	庭球場	1面1時間につき 児童生徒 その他の者	270 530	[略]	7 庭球場を使用する者が照明設備を使用する場合の使用料は、当該金額の欄に掲げる金額に30分(30分に満たない端数があるときは、その端数は30分とする。)につき260円を加えた額とする。	県総合運動公園使用料	庭球場	付表1に掲げる単位	付表1に掲げる金額	[略]	7 庭球場に係る使用料については、付表1に掲げるところによる。
	[略]				8 武道館に係る使用料については、付表1に掲げるところによる。		[略]				8 武道館に係る使用料については、付表2に掲げるところによる。
	武道館	付表1に掲げる単位	付表1に掲げる金額		9 硬式野球場に係る使用料については、付表2に掲げるところによる。	武道館	付表2に掲げる単位	付表2に掲げる金額			9 硬式野球場に係る使用料については、付表3に掲げるところによる。
	硬式野球場	付表2に掲げる単位	付表2に掲げる金額		10 第二硬式野球場に係る使用料については、付表3に掲げると	硬式野球場	付表3に掲げる単位	付表3に掲げる金額			10 第二硬式野球場に係る使用料については、付表4に掲げると
	第二硬式野球場	付表3に掲げる単位	付表3に掲げる金額			第二硬式野球場	付表4に掲げる単位	付表4に掲げる金額			
	屋内運動場	付表4に掲げる単位	付表4に掲げる金額			屋内運動場	付表5に掲げる単位	付表5に掲げる金額			
	[略]					[略]					

ころによる。  
11 屋内運動場に  
係る使用料につ  
いては、付表4  
に掲げるところ  
による。

ころによる。  
11 屋内運動場に  
係る使用料につ  
いては、付表5  
に掲げるところ  
による。

[略]

付表1(庭球場関係)

区分	単位	金額(円)	納期	備考
屋外コート	1面1時間につき		使用前	1 アマチュアスポーツに使用する場合で入場料を徴収するときの使用料は、金額の欄に掲げる金額の2倍とする。
	児童生徒	270		
	その他の者	530		
屋内コート	1面1時間につき			2 アマチュアスポーツ以外に使用する場合で、入場料を徴収するとときの使用料は金額の欄に掲げる金額の20倍とし、入場料を徴収しないときの使用料は金額の欄に掲げる金額の10倍とする。
	児童生徒	430		
	その他の者	860		
会議室	1時間につき			3 幼児(満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。)が使用する場合の使用料は、金額の欄に掲げる「児童生徒」の金額とする。
会議室1		120		
会議室2				4 前3号の規定は、会議室、多目的スペース及び附帯設備器具に係る使用料については、適用しない。
会議室3				5 1時間を単位とする使用
会議室4		160		
会議室5				
多目的スペース	1時間につき			
多目的スペース1		160		
多目的スペース2				
多目的スペース3				
附帯設備器具				
簡易空調				
10月から	1台1時間につき	70		

## 宮崎県公報

令和 7 年 12 月 12 日（金曜日） 号外 第 59 号

<u>5月までの期間</u>				料の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。
<u>6月から9月までの期間</u>	<u>1時間につき</u>	210		<u>6 照明設備を使用する場合の使用料は、当該金額の欄に掲げる金額に、30分(30分に満たない端数があるときは、その端数は30分とする。)につき屋外コートにあっては全灯のときは340円、8分の5灯のときは20円、12分の5灯のときは150円、屋内コートにあっては全灯のときは280円、8分の5灯のときは180円、12分の5灯のときは120円を加えた額とする。</u>
<u>スポーツ</u>	<u>1台1時間につき</u>	40		
<u>クーラー放送器具</u>				
<u>固定式</u>	<u>1時間につき</u>	1,020		
<u>移動式</u>	<u>1時間につき</u>	520		
<u>持込電気器具用電気</u>	<u>1キロワット1時間につき</u>	80		
<u>冷房設備</u>	<u>1時間につき</u>			<u>7 持込電気器具用電気に係る使用料は、当該電気器具に表示された電力に1キロワット未満の端数があるときは、その端数は1キロワットとして算定する。</u>
	<u>会議室</u>	50		
	<u>会議室1</u>			
	<u>会議室2</u>			
	<u>会議室3</u>			
	<u>会議室4</u>			
	<u>会議室5</u>			
	<u>多目的スペース</u>			
	<u>多目的スペース1</u>	50		
	<u>多目的スペース2</u>			
	<u>多目的スペース3</u>			
<u>暖房設備</u>	<u>1時間につき</u>			
	<u>会議室</u>			

会議室1	50
会議室	
2 会議	
室3 会	
議室4	
会議室5	
多目的スペ	
ース	
多目的ス	
ペース1	50
多目的	
スペース	
2 多目	
的スペー	
ス3	

(注) 「児童生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園、特別支援学校(幼稚部に限る。)及び大学を除く。)に在学する者をいう。

付表1～付表4 [略]

付表2～付表5 [略]

第3条 都市公園条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
別表第2(第10条、第15条の7関係)						別表第2(第10条、第15条の7関係)					
種類	区分	単位	金額(円)	納期	備考	種類	区分	単位	金額(円)	納期	備考
宮崎 県総 合運 動公 園使 用料	[略]			[略]		宮崎 県総 合運 動公 園使 用料	[略]		[略]		
	自転車 競技場	団体が使用 する場合					自転車 競技場	団体が使用 する場合			
		1時間に つき						1時間に つき			
		児童生 徒	650					児童生 徒	720		
		その他 の者						その他 の者			
		個人が使用 する場合						個人が使用 する場合			
		1時間に つき						1時間に つき			
		児童生 徒	1,290					児童生 徒	1,440		
		その他 の者						その他 の者			
		個人が使用 する場合						個人が使用 する場合			
		1時間に つき						1時間に つき			
		児童生 徒	70					児童生 徒	80		
		その他 の者	130					その他 の者	160		
	[略]						[略]				
	[略]						[略]				

第4条 都市公園条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
別表第2(第10条、第15条の7関係)						別表第2(第10条、第15条の7関係)					
種類	区分	単位	金額(円)	納期	備考	種類	区分	単位	金額(円)	納期	備考
宮崎 県総 合運 動公 園	[略]			[略]		宮崎 県総 合運 動公 園	[略]		[略]		
	合宿所	1人1泊に つき					合宿所	1人1泊に つき			
		小学校児	360					小学校児	690		

## 宮 崎 県 公 報

令和 7 年 12 月 12 日（金曜日） 号外 第 59 号

園使 用料		童及び中 学校生徒	<u>470</u>		園使 用料		童及び中 学校生徒	<u>910</u>	
		高等学校 生徒					高等学校 生徒		
		その他の 者	<u>1,070</u>				その他の 者	<u>2,050</u>	
	[略]					[略]			
[略]					[略]				

## 附 則

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日
- (2) 第3条の規定 公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日
- (3) 第4条の規定 公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日

